

**平成27年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正(5%→8%)に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 4,200千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 1,641,980千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位: 千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,864			1,284	2,580
	高齢者福祉事業	1,076,182	2,742	500,000	300,739	272,701
	障害者福祉事業	122,910	79,911			42,999
	児童福祉事業	40,213	33,511			6,702
	母子福祉事業	9,597	2,228		300	7,069
	小計	1,252,766	118,392	500,000	302,323	332,051
社会保険	介護保険事業(繰出金)	74,604				74,604
	国民健康保険事業(繰出金)	44,212	29,423			14,789
	後期高齢者医療事業(繰出金)	69,769				69,769
	小計	188,585	29,423			159,162
保健衛生費	妊婦乳幼児検診事業	3,153				3,153
	病院事業(繰出金)	159,396				159,396
	予防対策事業	36,962	926		6,263	29,773
	医療提供体制等確保事業	1,118				1,118
	小計	200,629	926		6,263	193,440
合 計		1,641,980	148,741	500,000	308,586	684,653